

神奈川県立生田高等学校同窓会 規約

第一章 総則

第 1 条 本会は神奈川県立生田高等学校同窓会と称し、事務所を神奈川県川崎市多摩区長沢三丁目 17 番 1 号、神奈川県立生田高等学校（以下、母校という）内に置く。

第 4 条 本会はその目的達成のために次のことを行う。

(2) 会員名簿の作成・発行及び会誌の発行

→以下改定

第 1 条 本会は神奈川県立生田高等学校同窓会（通称 生田高校銀杏会）と称し、事務所を神奈川県川崎市多摩区長沢三丁目 17 番 1 号、神奈川県立生田高等学校（以下、母校という）内に置く。

第 4 条 本会はその目的達成のために次のことを行う。

(2) 会員名簿の作成及び会誌の発行

(7) 令和 6 年 4 月 27 日改定

神奈川県立生田高等学校同窓会 細則

(校内幹事の業務)

第 2 条 校内幹事は、以下の業務を行う。

- ・ 卒業生への入会案内-案内文作成・配布、入会者名簿の整理、会費の徴収、幹事の選出、名簿管理他
- ・ 支出管理－同窓会からお送りする卒業するお祝い品の見積り発注関連業務、ホームページ維持管理費の支払業務、部活動協賛金の資格確認及び支払い業務他

なお、部活動協賛金については、関東大会、全国大会へ出場する部へ資金提供するものとする。

→以下改定

(校内幹事の業務)

第 2 条 校内幹事は、以下の業務を行う。

卒業生への入会案内-案内文作成・配布、入会者名簿の整理、会費の徴収、幹事の選出、名簿管理、部活動協賛金の資格確認他

なお、部活動協賛金については、関東大会、全国大会へ出場する部へ資金提供するものとする。

令和 6 年 4 月 27 日改定